

【閲覧用】

令和 7 (2025) 年第 5 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 7 (2025) 年 4 月 10 日 (木)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 40 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 22 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	5 件
	議案第 23 号	農地転用事業計画変更申請について		許可相当	1 件
	議案第 24 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 25 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	3 件
	協議第 2 号	現地調査班の編成について		決定	—
	協議第 3 号	飯塚市農業委員会小委員会委員の選出について		決定	—
	協議第 4 号	飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について		決定	—
	協議第 5 号	飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について		決定	—
	協議第 6 号	飯塚市農業再生協議会委員の選出について		決定	—
	報告第 14 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	5 件
	報告第 15 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	18 人	農地利用 最適化推進委員	8 人	
欠席委員	農業委員		1 人		
署名委員	4 番	谷口 一峰	5 番	江藤 義弘	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	打上 佑脩	主事	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	藤井 光生	○	11	深町 守史	○
2	高木 俊巳	○	12	吉原 文明	○
3	畠中 秀次郎	○	13	大庭 義則	○
4	谷口 一峰	○	14	岡松 美由紀	○
5	江藤 義弘	○	15	嶋田 百合子	○
6	田代 武巳	○	16	谷 義昭	○
7	畠中 五恵子	○	17	田中 一平	○
8	岡松 千恵子	○	18	淀川 貴浩	—
9	橋本 周	○	19	新開 剛	○
10	奥野 智明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（8名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	信田 時治	—	17	安部 晴治	—
3	三村 宣裕	—	18	畑江 昭仁	—
4	肘井 義徳	○	19	田中 敏次	—
5	村上 謙一	—	20	松尾 重治	—
6	福間 増喜	—	21	右田 秀一	—
7	宮本 浩司	—	22	大塚 勝	—
8	大村 敏之	—	23	大庭 利行	○
9	柴田 直樹	○	24	多田 憲昭	—
10	入江 淳	—	25	有光 勇	—
11	山下 陽輔	—	26	花岡 昭治	○
12	大村 義美	○	27	新開 利一	—
13	秋山 眞子	○	28	瀬尾 正一	○
14	金子 隆浩	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 22 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 4 月 7 日に譲受人の [REDACTED] 氏より現地で説明を受けました。[REDACTED] 氏は既に 3 町ほど耕作されております。また、農機具等もそろっておりますので、耕作においては何ら問題ないと思われます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 22 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：大村委員) 譲受人は嘉麻市に居住しております。親族関係でもある譲渡人から農地の贈与を受けるものです。今年 3 月に同譲渡人が嘉麻市に所有する農地についても、3 条申請によって贈与を受けているとのことで、事務局へ資料の提出があり、確認が取れているとのことであります。農地取得後は水稻を作付けされるとのことです。特に問題はないと思われます。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 22 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]

		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(26番推進委員：花岡委員)</p> <p>4月3日に譲受人代理人より説明を受けました。譲受人は農業と会社役員を しており、嘉麻市に約2反ほどの農地を所有されていますが、現在利用権設定 により貸付をしているとのこと。もともと水稻をされていたという事で、 農業機械等も保有しているとのことでしたので、特に問題はないと思っております。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第22号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(9番推進委員：柴田委員)</p> <p>当該農地は所有者3名の共有名義であり、3名ともに市外へ居住されており、 今後農地の管理をすることが難しいとのことで、隣の農地を所有されている譲 受人へ相談があったという事でした。譲受人は現在所有している農地を利用権 設定により貸付をしているとのことですが、譲受人は地元出身であり、近くの 実家では農機具も保有しているとのことでした。また、定年を間近に控え、定 年後は農業を行う意向もあることから、特に問題はないと思っております。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第22号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積 耕作者数	

譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■
備考	交換
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(23番推進委員：大庭委員) 譲受人が耕作している農地の一部に、飯塚市所有の公衆用道路、用悪水路用地が入り込んでいるため、今回譲受人所有の土地と交換を行って、用地整理をしたいとのことでした。交換用地の面積については、測量等により確定しており、市と譲受人との間で同意に至っているとのことでした。特に問題はないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第23号第1項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第24号第1項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	2種 (穂波支所から500m以内)
当初転用者	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
承継者	————		
当初事業計画	共同住宅 1棟 246.24㎡		
変更後事業計画	貸資材置場		
備考	令和4年2月25日付け3飯農第278号-204にて許可を受けていたもの。 議案第24号第1項と関連。		
造成	農地法第5条許可により整備完了。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	農地法第5条許可により整備完了。		
被害防除	なし		
雨水排水	表面砂利敷仕上げのため、主に敷地内自然浸透。処理しきれない表面雨水については雨水枡を経由し、南側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和7年5月1日から令和7年12月31日まで		
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		

補足説明	計画変更申請が必要となったのは、資材高騰により建設が困難になったため。
地区推進委員報告	議案第 24 号第 1 項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第 24 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

※議案第 23 号第 1 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (穂波支所から 500m 以 内)
転用目的 施設の概要	貸資材置場		
備考	議案第 23 号第 1 項と関連。		
造成	農地法第 5 条許可により整備完了。		
進入口	北側道路からの進入。		
土留め	農地法第 5 条許可により整備完了。		
被害防除	なし		
雨水排水	表面砂利敷仕上げのため、主に敷地内自然浸透。処理しきれない表面雨水については雨水柵を経由し、南側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(13 番推進委員：秋山委員) 以前共同住宅としての許可を受けていた案件ですが、それを今回資材置場に変更したいとのことです。地元生産組合の同意も取れておりますので、問題ないと思います。		
現地調査報告	(4 番農業委員：谷口委員) 昨日 4 月 9 日に現地調査を行い、推進委員さんがおっしゃられた通り、現状を資材置場に変更ということで、地元の同意も取れておりますので、事務局の説明通りに施工がなされれば問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 25 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種中高層 住居専用地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和 7 年 3 月 21 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 90cm 程度の盛土工。 北側境界及び南側境界と水路の間においては、張りコンクリート舗装。		
進入口	(1~3 号地) 申請地内に幅 6m の道路を新設し、各分譲地へ進入。 新設する道路においては、市へ帰属。 (4~6 号地) 東側市道からの進入。		
土留め	北側及び南側において、コンクリートブロックを設置。		
被害防除	南西側において、高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	東側において、落蓋側溝を新設し、北側水路へ放流。 西側において、新設する道路へ落蓋側溝を新設し、北側水路へ放流。		
生活雑排水	既設公共下水管へ接続放流。		
工事計画期間	令和 7 年 5 月 10 日から令和 7 年 9 月 10 日		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(4 番推進委員：肘井委員) 4 月 4 日申請代理人の [REDACTED] 氏より説明を受けました。転用目的は宅地分譲 とのことです。地元 [REDACTED] 農区の同意も得ておりますので、事務局の説明通 りの施工であれば、問題ないと思います。		
現地調査報告	(6 番農業委員：田代委員) 4 月 9 日現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出てお りません。地元水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説 明があったように、計画図通りに施工なされれば、問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 25 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種中高層 住居専用地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	売買 令和 7 年 3 月 21 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大 90cm 程度の盛土工。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	北側市道より幅 4m の進入口を新設。		
土留め	北側、西側及び南側において、コンクリートブロックを設置。 北側境界と水路の間においては、張りコンクリート舗装。		
被害防除	西側及び南側において、高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	主に自然流下。処理しきれない表面雨水については、東側へ勾配を取り、新設する落蓋側溝へ放流する。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 7 年 5 月 10 日から令和 7 年 9 月 10 日		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(4 番推進委員：肘井委員) 4 月 4 日申請代理人の [REDACTED] 氏より説明を受けました。転用目的は貸駐車場とのことです。地元 [REDACTED] 農区の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。		
現地調査報告	(8 番農業委員：岡松委員) 4 月 9 日現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったように、計画図通りに施工なされれば、問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 25 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
譲渡人	■■■■■ ■■■■■		
転用目的 施設の概要	貸資材置場及び駐車場		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	南東側の既存宅地を經由して進入。(既設ブロック撤去あり)		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	南西側へ勾配をとり、既設雨水排水管を經由し、前面側溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和7年5月1日から令和7年7月1日		
水利同意	■■■■■農事区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関による融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(28番推進委員：瀬尾委員) 4月8日申請人の■■■■■様より説明を受けました。転用目的は貸資材置場及び駐車場とのことです。地元■■■■■農事区の同意も得ておりますので、事務局の説明通りの施工であれば、問題ないと思います。		
現地調査報告	(10番農業委員：奥野委員) 昨日9日に現地調査を行っております。現地につきましては、道路と住宅に挟まれており、隣接農地もなく、問題ないと考えております。その後、検討会も行いましたが、意見は出ておりません。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

協議第2号 現地調査班の編成について

第1班(奇数月)			第2班(偶数月)		
	◎会長	藤井 光生		◎副会長	高木 俊巳
議席	選出	委員名	議席	選出	委員名
3	農業者	畠中 秀次郎	4	団体	谷口 一峰
5	農業者	江藤 義弘	6	農業者	田代 武巳
7	団体	畠中 五恵子	8	一般	岡松 千恵子
9	一般	橋本 周	10	農業者	奥野 智明

11	農業者	深町 守史	12	団体	吉原 文明
13	農業者	大庭 義則	14	一般	岡松 美由紀
15	一般	嶋田 百合子	16	農業者	谷 義昭
17	農業者	田中 一平	18	農業者	淀川 貴浩
19	団体	新開 剛			
説明		(事務局) 総会前日の転用案件の現地調査及び検討会の班構成となり、奇数月に奇数の議席番号の委員、偶数月に偶数議席の委員を振り分けるよう提案となります。なお、会長は奇数月、副会長は偶数月に出席し、議事進行を行うことといたします。			
質疑・意見		なし			
審議結果		決定			

協議第3号 飯塚市農業委員会小委員会委員の選出について

第1小委員会		第2小委員会	
委員長		選出	委員名
副会長	高木 俊巳	団体	谷口 一峰
選出区分	委員名	団体	吉原 文明
農業者	大庭 義則	団体	新開 剛
農業者	淀川 貴浩	団体	畠中 五恵子
農業者	奥野 智明	一般	岡松 千恵子
農業者	深町 守史	一般	岡松 美由紀
農業者	田中 一平	一般	嶋田 百合子
農業者	畠中 秀次郎	一般	橋本 周
農業者	江藤 義弘	オブザーバー	
農業者	谷 義昭	会長	藤井 光生
農業者	田代 武巳	副会長	高木 俊巳
オブザーバー			
会長	藤井 光生		

※小委員会の役割

農業委員会等に関する法律第6条に規定する農業委員会の所掌事務において、調整を要する事案を調査審議する。

第1小委員会～ ○主に農地を農地以外に転用する場合の許可行為に関する調査審議

第2小委員会～ ○主に認定農業者等の担い手育成及び確保、農地の利用集積等に関する調査審議

説明	(事務局) 前回は第一小委員会を農業者から選出された委員、第二小委員会を農業者が組織する団体および一般公募から選出された委員で構成しており、今回も同様になりたいと思ひ提案しております。なお、第一小委員会においては、副会長が委
----	---

	員長を務め、会長はオブザーバーとして参加し、第二小委員会においては、正副会長はオブザーバーとしての参加となります。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

協議第4号 飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

推薦依頼(5人)	委員名	現委員名
1		(伏原 和也)
2		田中 一平
3		(高野 敏治)
4		新開 剛
5		(原田 敏行)

飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則の抜粋

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 農業振興地域整備計画について本市が提出する意見に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業振興地域整備計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会の委員
- (2) ～ (5) 略

任期：2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

※ただし、任期は前委員の残任期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなる。

説明	(事務局) 飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則第4条第1項の規定に基づき、飯塚市長より委員の推薦依頼がありました。協議会委員の任期は2年です。この協議会の委員には、飯塚・穂波・筑穂・庄内・穎田地区から各1名をご選出いただきます。
質疑・意見	なし
審議結果	決定 飯塚地域：奥野 智明 穂波地域：田中 一平 筑穂地域：吉原 文明 庄内地域：新開 剛 穎田地域：田代 武巳

(審議結果)

推薦依頼(5人)	委員名	現委員名
1	奥野 智明	(伏原 和也)
2	田中 一平	田中 一平

3	吉原 文明	(高野 敏治)
4	新開 剛	新開 剛
5	田代 武巳	(原田 敏行)

協議第5号 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員の選出について

推薦依頼 (5人)	委員名	前委員名
1		奥野 智明
2		岡松 美由紀
3		吉原 文明
4		嶋田 百合子
5		畠中 五恵子

飯塚市農業経営・生産対策推進協議会規則の抜粋

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 認定農業者・担い手等の育成・確保・指導に関する事項
- (2) 農業農村男女共同参画の推進に関する事項
- (3) 高齢者活動促進等に関する事項
- (4) 新規就農者の確保・育成・指導に関する事項
- (5) 農地の利用集積に関する事項
- (6) 経営構造対策に関する事項
- (7) 農業生産及び畜産の振興に関する事項
- (8) 福岡嘉穂農業協同組合各生産部会の育成・指導・振興に関する事項
- (9) 農業政策における国庫・県単事業に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な活動に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) ～ (6) 略
- (7) 市農業委員会の委員
- (8) ～ (9) 略

任期：3年（令和6年4月1日から令和9年3月31日まで）

※ただし、任期は前委員の残任期間、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなる。

説明	<p>(事務局)</p> <p>飯塚市農業経営・生産対策推進協議会委員については、任期が3年です。</p> <p>ただし、今回の任期は前委員の残任期間である2年間となります。農業委員会に割り当てられている委員数は5名であり、飯塚・穂波・筑穂・庄内・颯田の各地区から1名の農業委員が選出されます。前回同様、女</p>
----	---

	性委員のいる地区については、女性委員の選出をお願いします。
質疑・意見	なし
審議結果	決定 飯塚地域：岡松 千恵子 穂波地域：岡松 美由紀 筑穂地域：畠中 秀次郎 庄内地域：嶋田 百合子 穎田地域：畠中 五恵子

(審議結果)

推薦依頼 (5人)	委員名	前委員名
1	岡松 千恵子	奥野 智明
2	岡松 美由紀	岡松 美由紀
3	畠中 秀次郎	吉原 文明
4	嶋田 百合子	嶋田 百合子
5	畠中 五恵子	畠中 五恵子

協議第6号 飯塚市農業再生協議会委員の選出について

推薦依頼 (1人)	委員名	前委員名
1		藤井 光生
飯塚市農業再生協議会規約の抜粋		
(目的)		
第3条 再生協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。		
(再生協議会の会員)		
第5条 再生協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。		
(1) から (7) 略		
(8) 農業委員会代表 1名		
(10) から (14) 略		
任期：3年（令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）		
説明	(事務局) これまで飯塚市農業再生協議会の委員は農業委員会副会長に依頼していたため、今回も同様に副会長にお願いしたい。	
質疑・意見	なし	
審議結果	決定	

(審議結果)

推薦依頼 (1人)	委員名	前委員名
1	高木 俊巳	藤井 光生

報告第 14 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 3 月 1 日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和 7 年 4 月 1 日
結果	済		

報告第 14 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 1 月 24 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 7 年 3 月 12 日
結果	済		

報告第 14 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 3 月 17 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 7 年 3 月 17 日
結果	済		

報告第 14 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 7 年 3 月 17 日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年3月17日
結果	済		

報告第14号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和7年3月12日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和7年3月12日
結果	済		

報告第15号 農地転用完了等の報告について

①前月中に (1) 完了予定日を迎えた転用案件 (2) 完了確認を行った転用案件 (3) 現況証明書を交付した転用案件 ②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件 ③前月中に (1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済

